

防衛医科大学校長

## 校内服着用要領について（通達）

改正 昭和62年 6月20日  
平成26年 4月 1日

標記について、別紙のとおり通達する。

添付書類：別紙「校内服着用要領」

### 別 紙

#### 校 内 服 着 用 要 領

- 1 医学科学生及び自衛官候補看護学生（以下「学生」という。）は、次の場合に、校内服装をすることができる。
  - （1）授業を受ける場合
  - （2）訓練（基本教練を除く。）を受ける場合
  - （3）その他、学生部長が特に必要と認める場合
- 2 学生は、校内服装のうち、次の場合は、ネクタイを着用しないことができる。
  - （1）学生舎内にいる場合
  - （2）授業等で担当教官が許可した場合
  - （3）その他、学生部長が必要と認める場合